

# 社会福祉連携推進法人の設立に向けた手続フロー

(一般社団法人の設立手続)

## 設立準備

- 定款の内容や役員体制、役員報酬や会費の在り方、業務内容等について検討。
- 一般社団法人の設立と同時に社会福祉連携推進認定の申請を行う場合は、一般社団法人の設立に係る基準のみならず、社会福祉連携推進認定に係る認定基準を踏まえたものを検討することが必要。

## 公証人による定款の認証

- 原始定款を策定し、**公証人による認証を受けることが必要。**
- 原始定款において設立時役員を定めなかったときは、公証人の認証後、遅滞なくこれを定める必要。**  
※ 一般法人法  
第十三条 第十条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

## 設立時役員の調査

- 設立時役員は、選任後遅滞なく、**当該一般社団法人の設立手続が法令又は定款に違反していないかを調査。**  
※ 一般法人法  
第二十条 設立時理事（設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合にあっては、設立時理事及び設立時監事。次項において同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

## 登記

- 主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記**することにより、一般社団法人が成立。  
※ 一般法人法  
第三百一条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。
  - 第二十条第一項の規定による調査が終了した日
  - 設立時社員が定めた日

## 設立時社員総会

- 社会福祉連携推進方針や役員報酬規程、会費規程、当該一般社団法人の成立の日における貸借対照表等を承認。社会福祉連携推進評議会の構成員の選任決議。社会福祉連携推進認定があった場合に、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称を変更する定款変更を行ふ決議。  
※ 一般法人法  
第一百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

## 社会福祉連携推進認定の申請 (社会福祉法第127条)

- 認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進認定を申請。**
- 申請に当たっては、申請書に加え、定款、社会福祉連携推進方針その他社会福祉法施行規則に定める添付書類の添付が必要。

## 社会福祉連携推進認定 (社会福祉法第128条・第129条)

- 認定所轄庁は、認定を通知し、その旨公示。

## 名称変更登記 (社会福祉法第130条第2項)

- 一般社団法人の名称から社会福祉連携推進法人の名称への変更を登記。**
- 法務局への名称変更登記の申請に当たっては、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付。

※ その他、社会保険や労働保険、税務などの観点から、社会保険事務所や労働基準監督署、税務署等への手続が必要となる。